「保健学科各専攻卒業研究倫理審査会」における
保健学科学生卒業研究の倫理審査に関する申合せ

平成 26年6月18日
保健学科会議決定
平成 29年5月17日改正

第１　趣旨

この申し合わせは，弘前大学大学院保健学研究科倫理委員会（以下「保健学研究科倫理委員会」という。）要項第 8 条第 4 項の規定に基づき，「保健学科各専攻卒業研究倫理審査会」に関し必要な事項を定める。

第２　卒業研究の倫理審査

1　学生は，卒業研究（以下「卒研」という。）を行うに際し，あらかじめ，研究の倫理的側面について様式 A により倫理審査申請を行い，保健学研究科倫理委員会の承認を得なければならない。

2　卒研の倫理審査は，「保健学科各専攻倫理審査会」により専攻ごとに実施されるものとし，各専攻における承認を経て保健学研究科倫理委員会の審議及び承認を受けるものとする。

3　保健学研究科倫理委員会の承認を希望する学生は，所属する専攻（以下「所属専攻」という。）の専攻主任に，倫理審査を申請しなければならない。

第３　対象となる卒研

「保健学科各専攻倫理審査会」の対象となる卒研は以下の通りである。

(1) 以下のすべての要件を満たす研究

1）他の機関において既に匿名化された情報を収集するもの，無記名調査を行うものその他の個人情報を取り扱わないものであること。

2）人体から採取された試料を用いないものであること。

3）観察研究であって，人体への負荷又は介入を伴わないものであること。

4）研究対象者の意思に回答が委ねられている調査であって，その質問内容により研究対象者の心理的苦痛をもたらすことが想定されないものであること。

(2) 研究者等が所属する医療機関内での患者の診療録等の診療情報を用いて，専ら集計又は単純な統計処理を行う研究

(3) 研究対象者に対して最小限の危険を超える危険を含まない，以下のような軽微な研究（おおよその基準）

1）研究方法が安全である。

（例）表面筋電図のような侵襲性のない測定方法を用いている。健康若年者が被検者となっている。

2）小規模な研究である。

3）情報が漏洩したとしても被害がほとんどないと考えられる場合

（例）無記名アンケートであり，個人情報を含んでいない。

(4) 前号 1)，2) 及び 3) の要件に該当しない，以下のような卒研倫理審査（おおよその基準）については，指導教員が保健学研究科倫理委員会の通常の手続きによる申請を行うものとする。

1）研究方法が完全に安全であるとは言い難い。

（例）患者や障害のある人を対象としている場合　対象者に苦痛を強いたり，侵襲性のある測定方法を用いている場合　高齢者が転倒により怪我をする可能性が考えられる場合

2) 大規模な研究である。
3) 情報が漏洩した場合，かなりの被害が発生することが予想される場合
（例）プライベートな内容を含んだ記名式アンケートなど

第４　審査

1　所属専攻は，学生の指導教員を除く２名以上の教員の審査員により，第３第１号，第２号及び第３号の卒研の倫理的側面について，弘前大学大学院保健学研究科倫理委員会の倫理審査申請要領に準じて審査を行うものとする。

2　審査する教員は，講師以上の職にある者で，事前に倫理講習（ICR 臨床研究入門）を受講している者とする。

第５　審査結果及び卒研終了の報告

1 所属専攻倫理審査会委員は，第４第１項の規定による審査の結果について，様式 Ａにより専攻主任を通じて保健学研究科倫理委員会委員長に報告し，委員長の承認を得るものとする。この場合において，委員長から不備等の指摘を受けたときは，申請書を修正した上で，再申請を行うものとする。

2　承認を受けた卒研が終了した際には，所属専攻主任は，様式 Ｂにより保健学研究科倫理委員会委員長に報告するものとする。

附　記

この申合せは，平成 26 年6月18日から実施する。

附　記

この申合せは，平成 27 年4月1日から実施する。

附　記

この申合せは，平成 29 年5月30日から実施する。
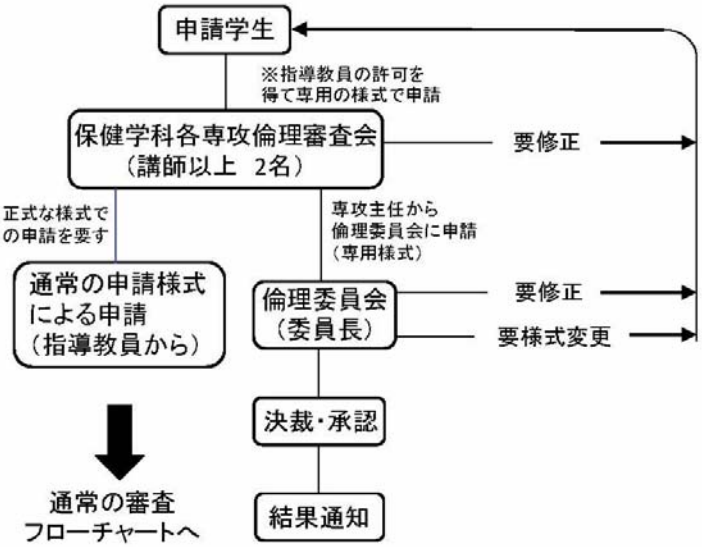
卒業研究倫理審査のフローチャート